

私立学校法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表 目次

- 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）【第一条関係】.....
- 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）【第二条関係】.....
- 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）【第二条関係】.....
- 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）【第二条関係】.....
- 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）【第二条関係】.....
- 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）【第二条関係】.....
- 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）【第二条関係】.....
- 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）【第二条関係】.....
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）【第二条関係】.....
- 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第一条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）【第二条関係】.....
- 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）【第三条関係】.....
- 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）【第四条関係】.....
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【附則第二項関係】.....

○ 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）【第一条関係】

改 正 案

（傍線部分は改正部分）

現 行

（特別の利益を与えてはならない学校法人等の関係者

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十条（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第一百五十二条第五項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員

第一条 私立学校法（以下「法」という。）第二十六条の二（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める学校法人（同項において準用する場合にあつては、法第六十四条第四項の法人。第一号及び第五号において同じ。）の関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校又は私立専修学校若しくは私立各種学校の校長、教員その他の職員を含む。）

二（五）（略）

- 二 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 三 前二号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 前二号に掲げる者のほか、第一号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持する者
- 五 当該学校法人の設立者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるもの

（法第七十条第五項の規定による承諾に関する手続等

)

第二条 法第七十条第五項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による承諾は、理事が、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る評議員に対し法第七十条第五項の規定による通知の発出に用いる情報通信の技術を利用する方法の種類及び内容を示した上で、当該評議員から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によつて得るものとする。

2|

理事は、前項の承諾を得た場合であつても、当該承諾に係る評議員から書面等により法第七十条第五項の規定による情報通信の技術を利用する方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該方法による通知の発出をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該評議員から再び前項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3|

前二項の規定は、法第七十二条第四項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による承諾について準用する。この場合において、前二項中「理事」とあるのは「評議員」と、「評議員」とあるのは「他の評議員」と読み替えるものとする。

4|

第一項及び第二項の規定は、法第七十三条（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）にお

(新設)

いて準用する法第七十二条第四項の規定による承諾について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

(大臣所轄学校法人等の基準)

第三条 法第一百四十三条（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の政令で定める学校法人又は法第一百五十二条第五項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 最終会計年度（法第一百三条第二項に規定する計算書類につき法第一百四条第三項（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた場合における当該計算書類に係る会計年度のうち最も遅い会計年度をいう。次号及び次条第一項各号において同じ。）に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が十億円以上であること。
- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上であること。

2 学校法人又は法第一百五十二条第五項の法人が最初に法第一百四条第三項の承認を受けるまでの間（次条第二項において「計算書類承認前期間」という。）については、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、法第一百三条第一項（法第一百五十二条第六項において準用す

(新設)

る場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表(次条第二項において「成立時貸借対照表」という。)の負債の部に計上した額の合計額が二十億円以上であることとする。

3) 法第百四十三条の政令で定める学校法人又は法第百五十二条第五項の法人の事業を行う区域に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 三以上の都道府県の区域内に私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置していること。
- 二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程を置く私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。)を設置していること。

(常勤の監事の選定の特例の適用に関する基準)

第四条 法第百四十五条第一項(法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。)の政令で定める大臣所轄学校法人等又は法第百五十二条第五項の法人の事業の規模に関する基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 最終会計年度に係る収支計算書に基づいて計算した経常的な収益の額が百億円以上であること。
- 二 最終会計年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

2) 計算書類承認前期間にについては、前項の基準は、同項の規定にかかわらず、成立時貸借対照表の負債の部

(新設)

に計上した額の合計額が二百億円以上であることとする。

(文部科学省令への委任)

第五条 第三条第一項第一号及び前条第一項第一号の経常的な収益の額の計算方法その他の前二条の規定の適用に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(登記の届出等)

第六条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第百五十二条第五項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第百五十二条第五項の法人は、理事、監事、評議員又は会計監査人が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

第二条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記をしたときは、遅滞なく、登記事項証明書を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。法第三十七条第二項の規定により理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも、同様とする。

(都道府県知事等を経由する申請)

第七条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申

(都道府県知事等を経由する申請)

第三条 法の規定に基づき文部科学大臣に対してする申

請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第九条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第二十三条第一項（法第百四十四条第二項及び第一百四十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八十条第三項（当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限り）、第九十条第三項又は第一百二十六条第三項の認可の申請

三 法第一百五十二条第五項の法人が文部科学大臣を所

請のうち、次に掲げるものは、当該都道府県知事（第一号に掲げる申請のうち地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第七条において「指定都市等」という。）の区域内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項において「幼保連携型認定こども園」という。）に係るものにあつては、当該指定都市等の長）を経由してしなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人で都道府県知事又は指定都市等の長を所轄庁とする私立学校、私立専修学校又は私立各種学校を設置するものがする法第三十条、第四十五条第一項（当該私立学校、私立専修学校又は私立各種学校に係る場合に限り）、第五十条第二項、第五十二条第一項又は第六十四条第六項の規定による認可又は認定の申請

二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人の寄附行為の変更であつて、新たに私立大学又は私立高等専門学校を設置しようとするものについての法第八十条第三項の認可の申請

二 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人が、寄附行為の変更により、文部科学大臣を所轄庁とする学校法人となる場合における法第四十五条第一項又は第六十四条第六項の規定による認可の申請

（新設）

轄庁とする学校法人になろうとする場合についての
同条第七項の認可の申請

同条第七項の認可の申請

都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第百五十二条第五項の法人を全部又は一部の当事者とする合併であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であるものについての法第百二十六条第三項（法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の認可の申請

2

(文部科学大臣に対する協議)

第八条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、
あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない
。

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の寄附行為の変更であつて、当該学校法人が設置している全ての私立大学及び私立高等専門学校を廃止しようと/orするものについて、法第百八条第三項の認可をするとき。

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が法第百五十二条第五項の法人になろうとする場合について、

三 合併の当事者の一方又は双方が都道府県知事を所

三 合併の当事者の一方又は双方が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人である場合における法第五十二条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請

2 都道府県知事（前項）

都道府県知事（前項第一号に掲げる申請のうち指定都市等の区域内の幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、当該指定都市等の長）は、同項に掲げる申請を受理したときは、これにその意見を付して、速やかに、文部科学大臣に進達しなければならない。

(文部科学大臣に対する協議)

第四条 都道府県知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が、寄附行為の変更により、都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人となる場合における法第四十五条第一項又は法第六十四条第六項の規定による認可をするとき。

一 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人が、寄附行為の変更により、都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人となる場合における法第四十五条第一項又は法第六十四条第六項の規定による認可をするとき。

(新設)

三 同条第七項の認可をするとき。

文部科学大臣を所轄庁とする学校法人を全部又は一部の当事者とする合併であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第百五十二条第五項の法人であるものについて、法第二十六条第三項（法第二百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の認可をするとき。

（削る）

二 合併の当事者の一方又は双方が文部科学大臣を所轄庁とする学校法人であつて、その合併後存続する法人又は合併により設立する法人が都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人である場合における法第五十二条第二項（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による認可をするとき。

（学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳の調製等）

第五条 都道府県知事は、文部科学省令で定める様式により、その所轄に属する学校法人及び法第六十四条第四項の法人の台帳を調製しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の台帳の記載事項に異動を生じたときは、速やかに、加除訂正をしなければならない。

3 都道府県知事の所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人の所轄庁に異動を生じた場合には、旧所轄庁は、当該学校法人又は法第六十四条第四項の法人の関係書類及び台帳を新所轄庁に送付しなければならない。

（台帳等の保存）

第六条 都道府県知事は、その所轄に属する学校法人又は法第六十四条第四項の法人で解散したものとの関係書

（削る）

類及び台帳をその解散の日から五年間保存しなければならない。

(事務の区分)

第九条 第六条、第七条第二項及び前条の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(事務の区分)

第七条 第二条、第三条第二項及び第四条から前条までの規定により都道府県が処理することとされている事務並びに同項の規定により指定都市等が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 案

現 行

（科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲）

第四十条の三 法第七十条第一項に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一（略）

四 私立学校法第三条に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第一百五十二条第五項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの

四 私立学校法第三条に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二十四条に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項の規定により設立された法人で専修学校の設置を主たる目的とするもの

五・六（略）

五・六（略）

○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）

【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第百九条の二の二第一項の政令で定める法人）</p> <p>第十一條の七 法第百九条の二の二第一項に規定する政 令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第 三条に規定する学校法人（同法第百五十二条第五項 の規定により設立された法人を含む。）</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（法第百九条の二の二第一項の政令で定める法人）</p> <p>第十一條の七 法第百九条の二の二第一項に規定する政 令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第 三条に規定する学校法人（同法第六十四条第四項の 規定により設立された法人を含む。）</p> <p>四・五 （略）</p>

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）【第二条関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

現 行

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第二百七十七条 法第七十八条第二項第三号（寄附金控除）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一（三）（略）

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第

三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第一百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第一百五十二条第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五・六 （略）

一（三）（略）

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第

三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法第一百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五・六 （略）

○ 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一〇十三 （略）

十四 席貸業のうち次に掲げるもの

イ （略）

ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）

イ
（略）

（3）（1）・（2）
私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第一百五十二条第五項（私立専修学校等）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一〇十三 （略）

十四 席貸業のうち次に掲げるもの

イ
（略）

ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）

イ
（略）

（3）（1）・（2）
私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業

十五 三十四 （略）
（4）
（略）

十五 三十四 （略）
（4）
（略）

業
2
（略）

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 法第三十七条第一項（寄附金の損金不算入

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 法第三十七条第一項（寄附金の損金不算入

）に規定する政令で定めるところにより計算した金額

は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号

に定める金額とする。

一・二（略）

三 公益法人等（前二号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ（略）

ロ 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人（同法第百五十二条第五項）（私立専修学校等）の規定により設立された法人で学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）、社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人又は医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ハ（略）
2~6（略）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第七十七条 法第三十七条第四項（寄附金の損金不算入）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人と

）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二（略）

三 公益法人等（前二号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ（略）

ロ 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十四条第四項）（私立専修学校等）の規定により設立された法人で学校教育法第一百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）、社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人又は医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）

ハ（略）
2~6（略）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第七十七条 法第三十七条第四項（寄附金の損金不算入）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人と

する。

一・三 (略)

四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で
学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校及
び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七
号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認
定こども園をいう。以下この号において同じ。）の
設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二
十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令
で定めるものをいう。以下この号において同じ。）
若しくは各種学校（学校教育法第一百三十四条第一項
（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定め
るもの）をいう。以下この号において同じ。）の設置
を主たる目的とするもの又は私立学校法第一百五十二
条第五項（私立専修学校等）の規定により設立され
た法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目
的とするもの

五・六 (略)

する。

一・三 (略)

四 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人で
学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校及
び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な
提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七
号）第二条第七項（定義）に規定する幼保連携型認
定こども園をいう。以下この号において同じ。）の
設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第一百二
十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令
で定めるものをいう。以下この号において同じ。）
若しくは各種学校（学校教育法第一百三十四条第一項
（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定め
るもの）をいう。以下この号において同じ。）の設置
を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条
第四項（私立専修学校等）の規定により設立された
法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目
的とするもの

五・六 (略)

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）【第二条関係】 （傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（有価証券となる証券又は証書）	（有価証券となる証券又は証書）
<p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第二条 第一項第二十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法人をいう。以下同じ。）が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（前号に規定する債権であるものに限る。）を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの</p>	<p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第二条 第一項第二十一号に規定する政令で定める証券又は証書は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（前号に規定する債権であるものに限る。）を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの</p>

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
2・3 （略）	<p>（勧告の対象から除かれる指定表示事業者）</p> <p>第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第一百五十二条第五項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）</p>	<p>（勧告の対象から除かれる指定表示事業者）</p> <p>第十七条 法第二十五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（四）（略）</p> <p>五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）</p>
2・3 （略）		

○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）【第二条関係

】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）

第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

一（四）（略）

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第一百五十二条第五項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工會議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）

現 行

（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）

第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、

次に掲げる者とする。

一（四）（略）

五 常時使用する従業員の数が二十人以下の一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、酒造組合連合会、酒販組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合中央会、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工會議所、商工会及び都道府県商工会連合会をいう。）

○ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）【第二条関係】
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人は、次に掲げる法人とする。 一〇七 (略) 八 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第一百五十二条第五項の規定により設立された法人を含む。） 九〇百十三 (略)	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人は、次に掲げる法人とする。 一〇七 (略) 八 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。） 九〇百十三 (略)

○ 沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）【第三条関係

】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（欠格事由に関する経過措置）

第四十九条 次に掲げる規定の適用については、沖縄の法令の規定（法又はこれに基づく政令においてなお効力を有することとされ、又はその規定の例によることとされた当該法令の規定を含む。）により科された禁錮以上の刑は、本土法令の規定により科された禁錮以上の刑とみなす。

一 学校教育法第九条第一号（私立学校法第三十一条

第一項第三号において引用する場合を含む。）

二（五）（略）

現 行

（欠格事由に関する経過措置）

第四十九条 次に掲げる規定の適用については、沖縄の法令の規定（法又はこれに基づく政令においてなお効力を有することとされ、又はその規定の例によることとされた当該法令の規定を含む。）により科された禁錮以上の刑は、本土法令の規定により科された禁錮以上の刑とみなす。

一 学校教育法第九条第一号（私立学校法第三十八条

第八項第一号において引用する場合を含む。）

二（五）（略）

○ 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）

【第四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（参事官の職務）

第五十三条 第四十三条第二項の参事官は、次に掲げる

事務をつかさどる。

一 （略）

一 （略）

（参事官の職務）

第五十三条 第四十三条第二項の参事官は、次に掲げる

事務をつかさどる。

二 学校法人の会計に関する制度の企画及び立案並びに学校法人の会計に関する行政的一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

（新設）

三 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条第四号の勧告に関すること。

二 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条第四号の勧告及び第十四条第一項の基準に関すること。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【附則第二項関係】

（傍線部分は改正部分）

			改 正 案	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）	現 行
備考 （略）	（略）	（略）		別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）	別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係）
政令 （略）	事務 （略）	（略）		備考 （略）	備考 （略）
私立学校法施行 令（昭和二十五 年政令第三十一 号）	第六条、第七条第二項及び第八条の 規定により都道府県が処理すること とされている事務並びに同項の規定 により指定都市等が処理することと されている事務	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）